

# 旦那衆 参加申込書

申込日： 年 月 日

名 前： (フリガナ)

生年月日： 年 月 日生 (満 歳)

住 所： 〒

電話番号： 自宅 ( ) / 携帯 ( )

E-mail アドレス： @

職 業：

参加費 100,000 円を以下のゆうちょ銀行口座へご入金ください。

お振込先： ゆうちょ銀行からのお振込の場合  
記号：10550 番号：81913751  
口座名義：プレゼンツ・エアー

他銀行からのお振込の場合  
ゆうちょ銀行 ○五八 (ゼロゴハチ) 支店  
(普通) 8191375  
口座名義 プレゼンツ・エアー

備 考：

# 旦那衆 ご参加に関する概要書

## 第1条:支援者(以下:旦那衆とする)になる

1項:旦那衆としてプロジェクト(以下:旦那塾)を支援するには、概要書での書面上で同意を取り交わす必要があります。原則は国内に住所を有する旦那衆のみとなりますが、旦那衆共同創立者のどちらか一方の同意があれば、海外に住所を有する旦那衆による支援ができます。

2項:新たに旦那衆になる場合は、旦那衆が必要と判断する場合、住民票の写し又は旦那衆が必要と認める書類を提供しなければなりません。

## 第2条:旦那塾への支援

1項:支援者(以下:旦那)は、旦那塾の定める方法により旦那塾の支援を申し込むことができます。支援の申込みが完了した時点で、プロジェクトが成立することを条件とする支援契約が成立します。

2項:旦那塾は、第6条1項記載の事由が認められる場合、前項の支援の申込みを拒絶することができます。

3項:旦那は、支援の申込みをするにあたり、旦那塾で表示される利用条件を理解のうえ同意する必要があり、旦那塾の申込みをしたユーザーはこれに同意したものとみなされます。

4項:旦那衆は、旦那契約が成立した時点で、旦那衆ページ内に当該旦那塾の支援状況を表示することができるものとします。ただし、支援者の支援状況について表示の義務を負うものではありません。

## 第3条:旦那塾の退会

旦那は、支援を表明した旦那塾について、その支援をキャンセルすることができません。ただし、法令により認められる場合、支援のキャンセルが可能となります。

## 第4条:旦那衆としての参加について

1項:旦那塾での、オンライン授業の配信(月に1時間程度の動画を自身で作成したものを所定のサーバーにアップロードする)をした場合や、リアルタイムによる、セミナーオンライン配信、実際のセミナー開催などで、参加者(生徒:以下「小僧」)に対し、直接指導を行ったりできる。

2項:旦那塾内での、指導やコーチングが困難、あるいは希望しない旦那については、その状況などを、サイトにて、閲覧し、確認することもできる。

3項:旦那塾主催で、リアルにおける「講演」などを行なった場合、旦那塾が定めた所定の費用を「講師料」として支払う場合がある。

## 第5条(支援の方法、手数料)

1項:旦那は旦那衆の指定する口座に支援金(金10万円)の支払いをします。お振込の際の振込手数料は、旦那の負担となります。

金融名:ゆうちょ銀行

支店名:〇五八(ゼロゴハチ)支店

口座種類:普通 口座番号8191375

口座名義:プレゼンツ・エアー